

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第四部 労働組合と政治・社会運動

II 社会運動の動向

2 公害反対運動

4 食品公害カネミ油症闘争の最高裁和解

八六年一〇月七日の最高裁第三小法廷での口頭弁論は、カネミ油症被害者側にとっては「青天のへきれき」として受けとめられた。最高裁で口頭弁論が開かれることは、事実上原告（油症被害者）敗訴を意味していたからである。危機意識を強めた原告団は、最高裁にむけての運動を強化して、カネミ油症被害者の救済と事件の解決を迫っていった。

カネミ油症事件東京支援連絡会（東京地評、全印総連東京地連、東京国公、国労東京などの各労働組合と東京消団連、東京母親連絡会などの消費者・婦人団体で構成）は、一月一六日の幹事会で、(1)二〇〇万人個人署名の推進、(2)全国キャンペーン、(3)鐘淵化学への徹底追及を決め、二月から全国各地をまわってカネミ油症被害者の早期救済を訴えるキャンペーン活動に入った。

このようななかで、最高裁第三小法廷は一月末までに、原告団、鐘化にたいして、鐘化が原告被害者に総額約二億円の補償金を追加して支払え、との和解案を勧告した。

この和解案は、一時金（補償金）のみの和解であって恒久対策がふくまれていないこと（もっとも医療費については従来からカネミ倉庫が負担）、被告国を分離しての和解となっていることなど、原告被害者にとっては決して十分なものとはいえないものであった。しかし、全国统一民事訴訟の原告団は、三月一五日の代議員会で、和解勧告の内容を不十分としながらも、「命あるいま、油症被害者の全面救済と早期解決のために和解案受け入れはやむを得ない」という意見で一致した。結局、三月二〇日、最高裁で原告団と被告鐘化との間で和解が成立、油症発生以来二〇年の歳月を経ての一応の解決であつた。

この種大型公害裁判の最高裁での和解は初めてのことであり、鐘化など加害企業に総額一〇七億の損害賠償金を支払わせたことは、合成化学物質製造企業の製造物責任を事実上認めさせたことを意味するもので、その意義は大きい。なお、被告国との関係では、三月二六日に原告は訴えの取り下げの手続きをとったが、被告国は六月二五日になって取り下げに同意した。これにより、厚生・農水・法務三大臣連名の「カネミ被害者について可能な行政措置」をとるとの約束を実行させる問題、カネミ倉庫が被害者の医療費支払いを約束していることを確実に実行させる課題など、いくつかの課題を残してはいるが、カネミ油症事件は裁判としては一応終止符を打った（なお、下級審にはカネミ倉庫との間の裁判が残っていたが、最終的には一〇月一五日にすべての裁判が終了した）。

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
